

# 請書

令和 8年 1月 8日

横浜市交通事業管理者

契約番号 2553026514

所 在 地 神奈川県横浜市鶴見区尻手3-8-2

商号又は名称 株式会社 新生工具店

代表者職氏名 代表取締役 林 芳彦

印

横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお請けします。

件 名 ディスプレイ ( J A P A N N E X T ) 1台ほか 同等品可

契 約 区 分 確定契約 概算契約(概算数量契約)

契 約 金 額 

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

 ¥ 2 0 5 7 0 0

✓ 課税業者(うち取引に係る消費税及び地方消費税額)

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

 ¥ 1 8 7 0 0

免税業者

内訳 (品名:品質、形状等)	数 量	单 価	金 额
別紙内訳書のとおり	一式		187,000
合	計		187,000

納入場所(履行場所) 交通局上永谷修繕工場

納入期限(履行期限)	令和 8年 1月 8日 から 令和 8年 3月 13日 まで
前 金 払	しない する
部 分 払	しない する
部 分 払 の 基 準	設計書のとおり
支 払 時 期 の 特 約 の 確 認	適法な請求書を受理した日から起算して30日以内
契 約 約 款 の 適 用	<input checked="" type="checkbox"/> 物品供給契約約款 委託契約約款 賃貸借契約約款      物品製造(印刷製本)請負契約約款 修繕請負契約約款 設計・測量等委託契約約款

「横浜市契約規則」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道局契約規程(平成20年3月水道局規程第7号)第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通局契約規程(平成20年3月交通局規程第11号)第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。